

# 社会の活力や生活の質の向上に資する 地域づくり



- ⑳東京オリパラ大会を契機としたバリアフリーの推進
- ㉑コンセッション事業の導入促進
- ㉒環境イノベーション
- ㉓低未利用不動産の活用イノベーション
- ㉔島風構想～島からの風を島への新しい風の流れに～
- ㉕震災の記憶や歴史・文化を継承するための公園等の整備
- ㉖魅力ある観光地創出に向けた道路環境整備
- ㉗官民連携による国際交流拠点開発
- ㉘安全で快適な自転車利用環境の創出

# 東京オリパラ大会を契機としたバリアフリーの推進



東京オリパラ大会の最大のレガシーの一つとしての「共生社会の実現」に向け、バリアフリー法を改正し、交通事業者によるハード・ソフト一体となった取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化等を図ります。

## 《主な課題》

- ・交通機関について、既存施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要がある。
- ・個別のバリアフリー整備は行っているが、地域や交通結节点での連携がとれていない。
- ・観光ニーズが高まっている中で、貸切バス、遊覧船につき、バリアフリー法の対象となっていない。
- ・バリアフリー情報が利用者に行き届いていない。

## 《今後の取組》

### バリアフリー法改正

※平成30年通常国会法案提出

#### 《Ⅰ》バリアフリーを推進するための理念の明確化

バリアフリーのための取組が「社会的障壁の除去」や「共生社会の実現」に寄与するよう行われるべきであることを明確化

#### 《Ⅱ》交通事業者によるハード対策・ソフト対策一体となった取組の促進

交通事業者について、新たにバリアフリー計画作成・定期報告・公表の制度を創設し、既設を含むハード対策と旅客支援等のソフト対策を併せた主体的な取組を強化

#### 《Ⅲ》市区町村が主体的に行う地域のバリアフリー化の取組の促進

市区町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的バリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化（「基本構想」策定）を待たずにバリアフリーの方針を定めるマスタープラン制度を創設

※基本構想作成市区町村数：全市区町村の約2割（294/1,741）

3千人/日以上の旅客施設のある市区町村の約半数（268/613） [平成28年度末時点]

#### 《Ⅳ-i》バリアフリー法の適用対象の拡大

貸切バス、遊覧船についても、新たにバリアフリー法の適用対象とし、車両、船舶導入時にバリアフリー基準への適合を義務化



【車椅子利用者の利用に適したリフト付バス】



【遊覧船】

#### 《Ⅳ-ii》利用者への情報提供の推進

公共交通に加え、新たに建築物等についてバリアフリー情報の提供を努力義務化事業者等の協力の下、市町村によるバリアフリーマップ作成を推進

#### 《Ⅳ-iii》評価の充実

高齢者、障害者等が参加し、バリアフリーの取組について評価等を行う会議を開催することを明記

### 個別施設等のアップグレード

- 鉄道：駅の規模に応じたバリアフリーの複数化、エレベーターの複数化・大型化、新幹線等の車椅子スペース複数化等を推進
- ホテル：バリアフリー客室数の見直しに向け、検討会を設置し、2018年夏を目処にとりまとめ
- タクシー：都内のタクシーの4台に1台の2020年までの車椅子対応化に向け、支援等

### 心のバリアフリー

- 鉄道利用者への声かけキャンペーン、バリアフリー教室等を活用した、国民の「心のバリアフリー」に向けた取組推進
- 車両の優先席やエレベーター等の優先利用、車椅子対応型トイレの適正利用等、マナー向上を推進

高齢者、障害者などすべての人の自立したシームレスな移動、ストレスフリーな施設利用の実現  
(子供連れ、外国人旅行者等の利便にも資するもの)

# コンセッション事業の導入促進



仙台空港



西遠浄化センター（浜松市）

今後、空港分野では仙台空港に続く国管理空港の第2号案件として高松空港のコンセッション<sup>(※1)</sup>事業が、下水道分野では浜松市で国内初となるコンセッション事業が、それぞれ平成30年度より開始予定です。各分野<sup>(※2)</sup>において、更なる案件化に向けた取組を実施します。

平成30年度予算案：PPP/PFIの推進費 302億円の内数

## 空港分野

民営空港運営法に基づき民間による空港の一体経営を実現し、着陸料等の柔軟な設定等を通じた航空ネットワークの充実、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る。

○空港運営の民間委託に関する検討状況

(1) 高松空港：  
平成30年4月から三菱地所・大成建設・パシフィック・グループが設立した新会社による運営委託を開始予定。

(2) 福岡空港：  
平成31年4月頃からの運営委託の開始に向け、平成30年5月頃に優先交渉権者の選定予定。

(3) 北海道内7空港：  
平成32年6月頃からの運営委託の順次開始に向けて、平成30年2月に実施方針の基本的事項を公表。今後、平成30年3月頃に実施方針、平成30年4月頃に募集要項等を策定・公表予定。

(4) その他の空港  
右図を参照



## 下水道分野

### ○コンセッション浜松方式

- 対象施設：  
浜松市西遠浄化センター及びポンプ場  
(処理人口約46万人)
- 事業概要：  
20年間の長期間にわたり、**計画立案～改築工事～維持管理までを一体的に**委ねることで、効率的な運営を促し、**ライフサイクルコストの最小化・平準化**を推進。
- 事業効果：  
・20年間で事業費総額**86.6億円**削減  
・運営権対価**25億円**

**西遠処理区(斜線部分)**  
市全体のおよそ5割の下水を処理します。

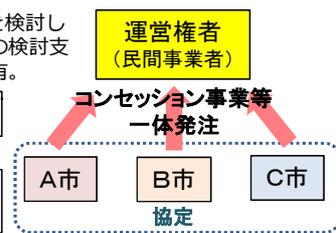


### ○広域的なコンセッションをはじめとする官民連携の推進

都道府県等を中心に広域的なPPP/PFI手法を検討しているモデル地区において、事業スキームの検討支援等を行い、その成果をまとめて全国に共有。

都道府県等の主導による下水道事業の広域化・共同化を推進

複数市町村で処理場の運転管理業務や日常保守点検業務を共同発注することにより、スケールメリットを活かしたコスト削減や少人数での施設管理を実現



※1 コンセッションとは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。

※2 各分野：空港、下水道、道路、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設

# 環境イノベーション



下水道、海事、海洋利用、運輸分野等の国土交通行政の様々な分野における環境対策に取り組めます。

## 下水道エネルギーイノベーション

概ね20年での下水道事業における電力消費量の半減を目指し、都道府県規模での下水汚泥の広域利用の推進や建築物における下水熱の普及促進による「創エネ」の取組を推進し、施設の改築を伴わずに実践可能な運転管理の工夫による「省エネ」の取組を全国展開します。

平成30年度予算案：社会資本整備総合交付金(8,886億円)、下水道事業関係費(54億円)の内数

### 施策の背景

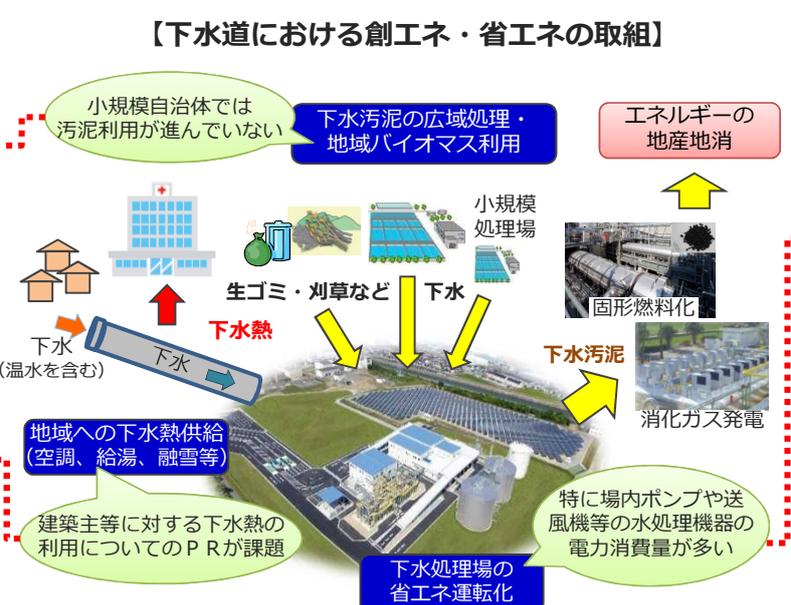
- ▶ 下水道事業の年間電力費は約1100億円であり、維持管理費の約10%を占めている。
- ▶ 下水汚泥や下水に含まれる熱は大きなエネルギーポテンシャルを有しているが、下水汚泥のエネルギー化率は16%、下水熱利用件数は24件にとどまっている。

**【創エネ】広域汚泥利用の推進**  
 全都道府県で策定する「広域化・共同化計画」と併せて、下水汚泥の広域利用の計画策定を促進させるため、マニュアルを策定 (H30)

**都道府県規模での下水汚泥の広域利用を全国展開し、スケールメリットを創出、創エネを促進**

**【創エネ】下水熱の普及促進**  
 建築物の省エネ性能の評価(省エネ基準への適合等)に組み入れられるよう、下水熱を空調等に利用する場合の評価方法をガイドライン化 (H30～)

下水熱を利用するインセンティブを付与し、**建築物における下水熱利用の普及**を促進



**【省エネ】「運転管理の工夫」による水処理機器の省エネ化**

「運転管理の工夫」による新たな省エネ手法を確立し、マニュアル化 (H30)

**優良事例を全国展開し、下水道施設の省エネの取組を加速**

**主ポンプの運用見直しの例**

揚程 (ポンプアップする高さ)

流入下水

ポンプ井

主ポンプ

ポンプアップ

水処理施設

流入下水量の増減の大きい施設等の場合

**【運用A】**  
 流入下水量に応じて主ポンプを運転調整  
 ※揚程を最小に保つことでポンプアップに必要なエネルギーを抑える省エネ手法

**【運用B】**  
 ポンプアップの量を一定化し、ポンプの運転調整の頻度を抑制

電力消費量を25%削減!

## 海事分野における海洋環境保護、CO2・SOx対策

シップ・リサイクルの適切な実施に向けた環境整備、省エネ・省CO<sub>2</sub>効果を「見える化」する内航船「省エネ格付け」制度の構築、LNG燃料船の普及促進による更なるCO<sub>2</sub>排出削減、SOx規制強化への円滑な対応に向けた対策を図り、世界をリードする環境対策を実現します。

平成30年度予算案：下記参照

### 【海洋環境保護対策】

#### シップ・リサイクル (1200万円)

※平成30年通常国会法案提出

不十分な安全・環境対策 改善後のリサイクル施設



適正なシップ・リサイクル（船舶の解体）に関する環境整備を図るため、シップ・リサイクル条約の早期発効を目指して主要国による締結を促進する。また、国内法制化及び執行体制の整備を図る。



日印首脳会談において日本から主要解体国インドへODAの供与を決定（2017年9月）

<効果>

- ✓ シップ・リサイクルにおける労働安全・海洋環境保全の確保

### 【CO<sub>2</sub>対策】

#### 内航船「省エネ格付け」制度 (600万円)

自社船舶の環境優位性のPRに使用可能



省CO<sub>2</sub>効果による船舶評価の格付け基準

0%超過5%未満★	5%以上10%未満★★	10%以上15%未満★★★	15%以上★★★★
-----------	-------------	---------------	-----------

内航海運事業者の申請により、内航船舶に対し、格付け（☆の付与）を実施

<効果>

- ✓ 各省エネ・省CO<sub>2</sub>技術の効果が把握でき、内航海運事業者の省エネ・省CO<sub>2</sub>投資を促進
- ✓ 環境対策に関心のある荷主や消費者へのPRが可能に

#### LNG燃料船の普及



今後、LNG燃料船建造市場の拡大、環境規制の強化が見込まれる中、大型船での実証事業等を実施

<効果>

- ✓ 従来の省エネ性能とは異なる新たな差別化の軸である「先進的な技術」の確立により、海事産業の競争力強化・維持に貢献
- ✓ 海運分野における更なるCO<sub>2</sub>排出量の削減に寄与

### 【SOx対策】

#### SOx・PM削減 (3500万円)

船舶からのSOx・PM※排出規制強化に円滑に対応するため、オールジャパンの会議で検討するとともに、以下の調査・研究を推進

※SOx：硫黄酸化物、PM：粒子状物質

- 新たな低硫黄燃料油に対応するためのエンジン機器の改良
- SOx排出削減装置の小型化・効率化等

<効果>

- ✓ 2020年からの世界的なSOx規制強化に円滑に対応

(硫黄分濃度3.5%以下→0.5%以下)



### 洋上風力発電の推進

基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度を創設し、長期にわたり海域を占用する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進します。

※平成30年通常国会法案提出

### 輸送事業者の連携による省エネ促進

2030年エネルギーミックス<sup>(※)</sup>の実現に向け、企業の省エネ取組を一層促進するために、省エネ法を改正し、複数の輸送事業者が連携する省エネ取組等の推進を図ります。

(※) 将来のエネルギー需給構造の見通し

※平成30年通常国会法案提出

#### 関連産業への波及効果

- 海洋再生可能エネルギー発電は、地球温暖化対策に有効であるとともに、大規模な開発により経済性の確保も可能

電源別のライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量  
(原子力・エネルギー図集2015より)

風力	25g-CO <sub>2</sub> /kWh
石炭火力	943g-CO <sub>2</sub> /kWh

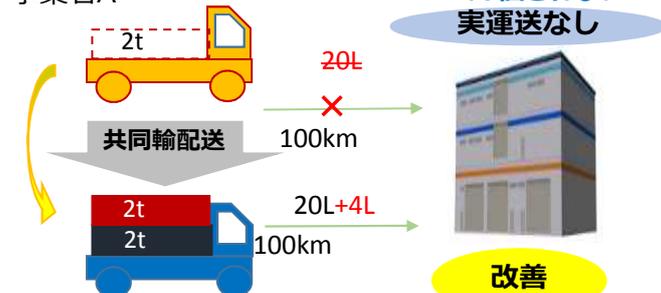
- 発電設備の部品点数が多く（約1~2万点）、関連産業への波及効果が期待（自動車は約1~3万点）

- 洋上風力発電の設置及び維持管理を担う港湾の機能確保が求められており、特に広域的な拠点となる港湾の背後には関連産業の集積等が期待されている

#### 輸送事業者間の連携

複数の輸送事業者が連携する省エネ取組を認定。認定した事業者には、省エネ量を企業間で分配して定期報告することを認め、連携による省エネ取組を適切に評価。

事業者A



事業者B

全体では40%省エネ (40L→24L)  
⇒省エネ効果を両社で分配

# 低未利用不動産の活用イノベーション



低未利用地を有効活用した事例  
(福井市・新栄テラス)



建築基準法を適用除外とした事例  
(神戸市・旧ドレウエル邸)

人口減少・高齢化の進行等により、空き地・空き家等の低未利用不動産が発生・増加しており、これらの活用を促進することが求められているため、(1) 公共事業等の実施の支障となっている所有者不明土地の活用に向けた取組の推進、(2) まちづくりを通じた不動産の活用促進、(3) 個々の不動産の活用促進を行います。

平成30年度予算案：社会資本整備総合交付金(8,886億円)の内数 等

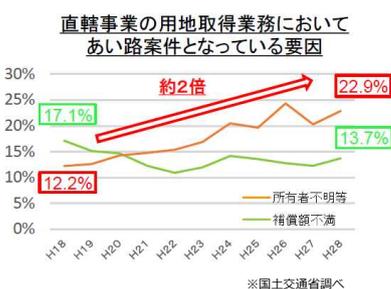
## (1) 所有者不明土地の活用

※平成30年通常国会法案提出

- 所有者不明土地の利用に当たり、①所有者の探索において、利用のメリットに見合わないような多大な時間・費用・労力を要する、②所有者不明土地の利用を可能とする現行制度について、手続に時間を要するほか、適用対象が限られるなどの課題があります。
- こうした喫緊の課題に対応するため、所有者不明土地を円滑に利用できるようにするための制度を創設します。

### 《現状と課題》

- ・人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加
- ・所有者不明土地は、公共事業等の推進において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている



平成28年度地籍調査における所有者不明土地

- ・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない：約20%
- ・探索の結果、最終的に所在が不明な土地(最狭義の所有者不明土地)：0.41%

### 《今後の対応の方向性》

所有者不明土地の利用の円滑化に向け、以下の施策を講じる。

- ・公共事業のために収用する場合の手続きの合理化
- ・公園や広場など地域住民のための事業に一定期間利用することを可能とする新たな仕組み(地域福利増進事業)の構築
- ・所有者の探索を合理化する仕組みの構築

また、所有者不明土地の発生抑制や解消に向け、関係省庁と連携して取り組んでいく。

地域福利増進事業のイメージ



ポケットパーク(公園)



直売所(購買施設)

## (2) まちづくりを通じた不動産の活用促進

- 空き地等がランダムに発生する都市のスポンジ化に対し、集約・再編により利用を促す仕組み等を導入します。
- 稼働率の低い駐車場等の既存都市基盤ストックについて、地域の実情に応じた柔軟な利用を可能とする仕組みを導入します。
- 住宅団地における持続可能な居住環境の形成に向けた取組を支援します。

### 都市のスポンジ化対策 ※平成30年通常国会法案提出 (P42 コラム③参照)

#### 《現状と課題》

- ・人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール  
⇒人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

▶都市のスポンジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

※都市のスポンジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象

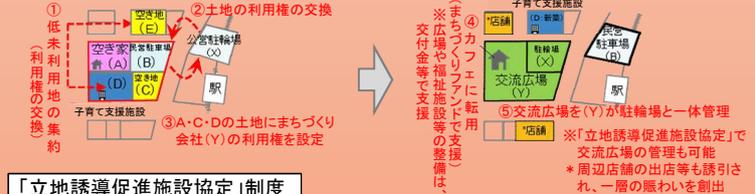
- 空き地(個人所有の宅地等に限定)は約44%増  
(約681km<sup>2</sup>→約981km<sup>2</sup>:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)
- 空き家※は約50%増  
(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全体の世帯数)(2003年→2013年)

- ・生活利便性の低下
  - ・治安・景観の悪化
  - ・地域の魅力(地域バリュー)の低下
- ⇒ スポンジ化が一層進行する悪循環

#### 《今後の対応の方向性》

##### 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度

- ・低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成
- ・計画に基づく土地等の取得等に係る流通税(登録免許税・不動産取得税)を軽減



##### 「立地誘導促進施設協定」制度

- ・交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効付)
- ・協定に基づき整備され、都市再生推進法人が管理する公共施設等に係る固定資産税等を軽減

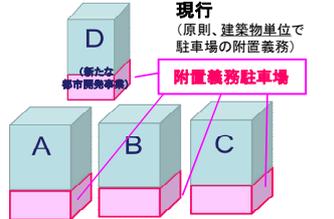
### 既存都市基盤ストックの柔軟な利活用 ※平成30年通常国会法案提出

#### 《現状と課題》

- ・大都市を中心に駐車場の稼働率が低く、非効率が発生

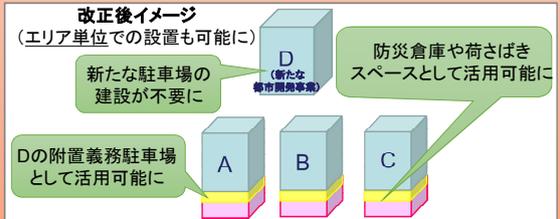


余った駐車場



#### 《今後の対応の方向性》

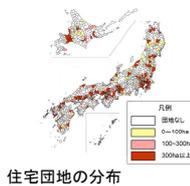
- ・一定のエリア単位で、附置義務駐車場の台数、配置を適正化する計画制度を創設



### 団地再生支援

#### 《現状と課題》

- ・住宅団地では、同一時期に同世代が居住を開始した影響による「極端な高齢化により、生活利便機能の低下による若年・子育て世帯の流入不足、そして、空き家等の発生」という負のスパイラルに入りつつある
- ・このまま放置した場合、空き家の大量発生が確実な状況



住宅団地の分布

#### 《今後の対応の方向性》

- ・地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を総合的に支援
- ・「住宅団地再生」連絡会議を通じ、住宅団地の再生・転換方策に関する情報の共有化を図る



## (3) 個々の不動産の活用促進

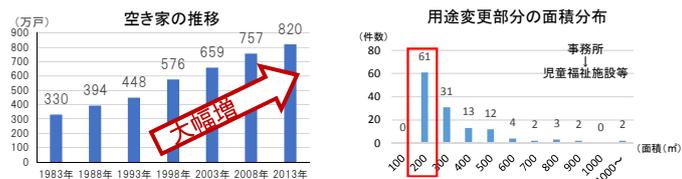
- 既存建築物の活用を促進するため、空き家等を活用して住宅確保要配慮に提供するセーフティネット住宅の普及、消費者が安心して購入できる「安心R住宅」の流通の促進を図るとともに、以下の取組を推進します。

- ①空き家等の既存建築物を他用途に転用等するため、建築規制の合理化の取組。
- ②歴史的建築物の活用に向けて、建築基準法を適用除外とすることが可能な条例制定の促進。

### 建築規制の合理化 ※平成30年通常国会法案提出

#### 《現状と課題》

- ・空き家総数は、この10年で1.2倍、20年で1.8倍に増加
- ・事務所等から福祉施設等への小規模な用途変更が多い
- ・小規模建築物でも用途変更に伴い適用される規制への対応が課題
- ・既存不適格状態の解消を一度に行うのは、コスト・工期の観点で困難



#### 《今後の対応の方向性》

- ・戸建住宅等(延べ面積200m<sup>2</sup>未満かつ3階建て以下)を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする
- ・用途転用時の規制対応に係る負担を平準化するため、既存不適格部分を現行の基準に適合させる改修を段階的・計画的に行うことを認める制度を導入する

#### 《既存建築ストックの活用イメージ》



### 歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドラインの策定

#### 《現状と課題》

- ・歴史的建築物について、条例制定により建築基準法の適用除外とすることが可能
- ・11自治体において条例を制定しているものの、条例に基づき実際に適用除外とした事例は、5自治体にとどまっている

歴史的建築物に対する建築基準法の適用関係



#### 《今後の対応の方向性》

- ・歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドラインを、平成30年3月に公表した
- ・平成30年度は、シンポジウム等の開催、専門家による相談窓口の設置等を通じ、ガイドラインについて普及促進を図る



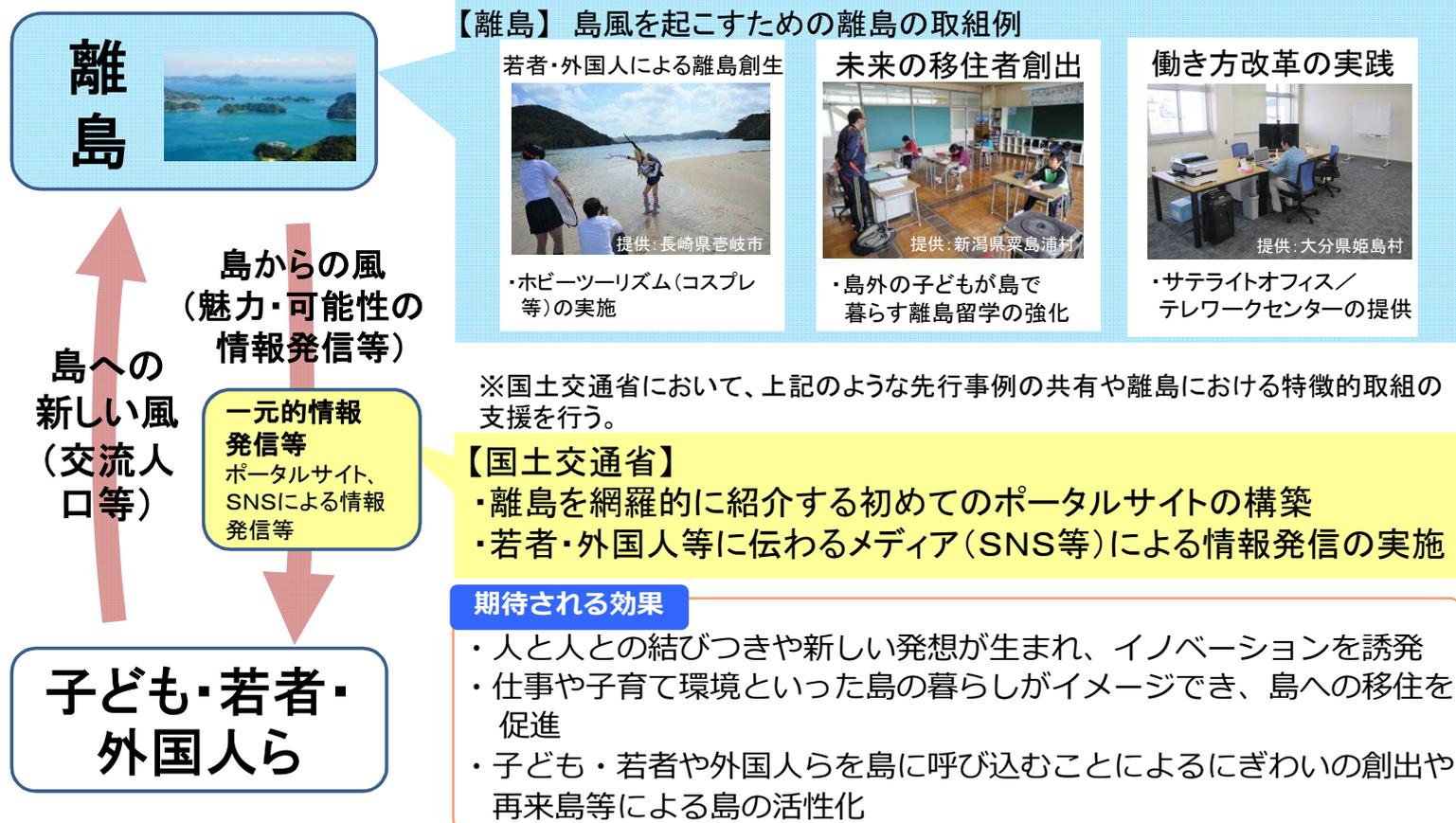
# 島風構想

## ～島からの風を島への新しい風の流れに～



かいでんまきょうそう  
権伝馬競漕 (提供: 広島県大崎上島町)

未来を担う子ども・若者や外国人らが離島へ向かう流れをつくるため、離島自らが「島からの風」を起こし、都市部等から「島への新しい風」を創出します。新たな島風という対流へつなげるため、ポータルサイトの構築及びメディアによる情報の発信を行います。



# 震災の記憶や歴史・文化を 継承するための公園等の整備



奇跡の一本松  
(岩手県陸前高田市)



アイヌの伝統的家屋 (チセ)  
(北海道白老郡白老町)



旧伊藤博文邸(滄浪閣)  
(神奈川県中郡大磯町)

震災の記憶や我が国の歴史・文化を後世に伝えるため、以下の公園等の整備を推進します。

- 岩手県、宮城県、福島県における 国営追悼・祈念施設 (仮称) の整備
- アイヌ文化の復興等を促進するための 民族共生象徴空間 の整備
- 「明治150年」関連施策の一環として行う 明治記念大磯邸園 (仮称) の整備

平成30年度予算案：国営公園等事業（280億円）の内数 等

## 国営追悼・祈念施設(仮称) (岩手県、宮城県、福島県)

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂等のため、復興庁や地方公共団体と連携し、岩手・宮城・福島各県において地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に国が中核的施設となる丘や広場等を整備。
- 岩手県・宮城県においては震災から10年となる平成32年度を目途に整備を推進。福島県においては同年度中の一部利用に向け整備を推進。



岩手県における復興祈念公園イメージパース

※閣議決定：平成26年10月  
(平成29年9月一部改正)



位置図

## 民族共生象徴空間 (北海道白老郡白老町)

- アイヌ文化の復興等を促進するため、文化庁等と連携し、国立民族共生公園、慰霊施設及び国立アイヌ民族博物館等で構成される民族共生象徴空間を整備。
- 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に先立つ平成32年4月の一般公開に向け、国土交通省では国立民族共生公園及び慰霊施設の整備を推進。



国立民族共生公園平面図

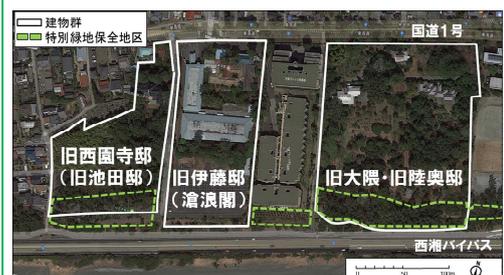


位置図

※閣議決定：平成26年6月  
(平成29年6月一部改正)

## 明治記念大磯邸園(仮称) (神奈川県中郡大磯町)

- 地方公共団体と連携し、明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を後世に伝えるため、歴史的遺産である旧伊藤博文邸等を中心とする建物群及び緑地の一体的、有機的な保存・活用を図る。
- 明治改元から150年である平成30年10月の一部区域の公開に向け、整備を推進。



旧伊藤博文邸等を中心とする建物群および緑地



位置図

※閣議決定：平成29年11月

# 魅力ある観光地創出に向けた道路環境整備



ICT・AIを活用した観光渋滞対策



訪日外国人観光客レンタカー事故対策



高速道路ナンバリング



簡易情報板

下り勾配(4.4%)速度落とせ

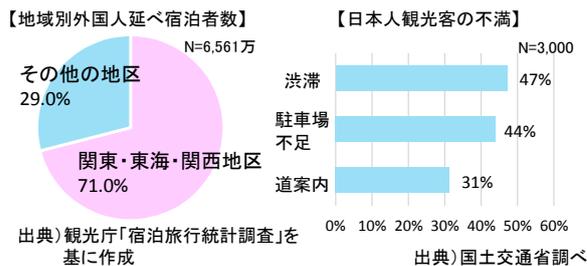
多言語簡易情報板

観光地への円滑なアクセスの実現、安全で快適な観光地の形成、旅行者にわかりやすい道案内の推進のため、ICTやAI、ビッグデータをフル活用した観光地における渋滞対策や事故対策を推進するとともに、地方部への更なる周遊促進を図ります。

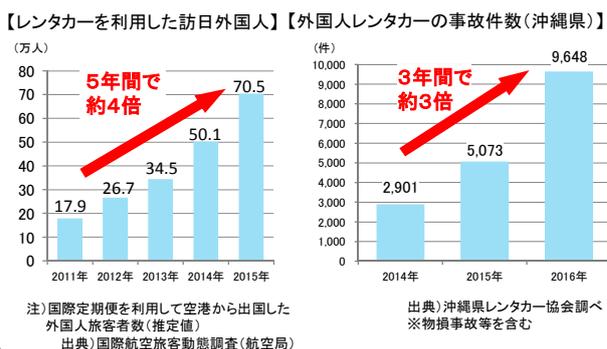
平成30年度予算案：道路整備費（16,677億円）の内訳

## 観光地の道路交通の課題

- 訪日外国人の回遊は「関東・東海・関西」に集中
- 観光客は「渋滞」、「駐車場不足」、「道案内」に不満



- 訪日外国人レンタカー利用者は5年間で約4倍に増加
- 沖縄県では事故件数も3年間で約3倍に増加



## ICTやAI、ビッグデータをフル活用した対策

### 【渋滞対策】

- 広域的に渋滞が発生している地域において、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、警察や観光部局とも連携しながら、交通需要制御などのエリア観光渋滞対策の実験・実装を推進
- ETC2.0やAIカメラ等の収集データを分析した上で、新技術も活用しながら、実施可能な渋滞対策について、現地での実験を順次開始



### 【事故対策】

- ETC2.0の急ブレーキデータ等のビッグデータを活用して、外国人特有の事故危険箇所を特定し、ピンポイント事故対策を実施



## 地方部への更なる周遊促進

- 訪日外国人旅行者向けの高速道路乗り放題パスを実施
- 我が国の高速道路ネットワークにおいて、路線名に併せて路線番号を用いて案内する「ナンバリング」を導入し、併せて標識の英語表記の改善等を実施



# 官民連携による国際交流拠点開発

## 駅前空間のあり方

## 道路・広場・駅機能が融合した駅前空間イメージ

出典) 国道15号・品川駅西口駅前広場に係る事業協力者 企画提案書の概要 (抜粋)



品川駅等の国際的な交通拠点において、道路上空の空間を官民連携で有効活用し、民間開発投資の誘発を推進します。平成28年に整備したバスタ新宿を皮切りとして集約交通ターミナルについて、官民連携での道路事業による戦略的な整備を展開し、交通モード間の接続の強化を推進します。

平成30年度予算案：道路整備費（16,677億円）の内数

### ■ 国道15号・品川駅西口駅前広場の整備方針（H29年2月）〈抜粋〉

道路上空を活用し、日本の顔となる『世界の人々が集い交わる 未来型の駅前空間』を創造

#### ■ 道路上空を活用した整備方針のイメージ図



これまでの分断された空間



道・駅・街が一体の空間



立体道路制度を活用

※上記は、道路上空を活用したイメージ図であり、具体的な整備の方向性については、今後、関係者との検討を踏まえ、決定していきます。

#### ① 直結通路、アトリウム広場

⇒ 歩行者と車の空間を分離  
⇒ 駅と街の回遊性を向上

#### ② 交通ターミナル

⇒ バス、タクシー乗り場を集約  
⇒ 国内外旅行者に観光情報の発信

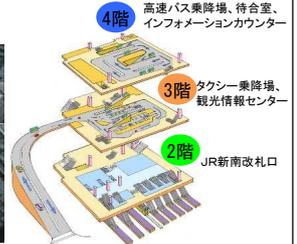
#### ③ 民間商業施設

⇒ にぎわい空間を創出

民間からの提案を踏まえた  
官民連携事業で実現

### ■ バスタ新宿の概要

・道路(国道20号)と民間ターミナル会社の官民連携事業で実施  
(平成28年4月4日オープン)



利用者数：平均約2.8万人、最大約4.1万人/日  
高速バス便数：平均約1,470便、最大約1,700便/日

### ■ 「工夫」のポイント

- ・まちづくりの計画段階から官民連携で検討を進め、「国道15号・品川駅西口駅前広場の整備方針」をとりまとめ
- ・既存の直轄国道上で初めて立体道路制度を適用し、道路上空の空間を官民連携で有効活用した「道・駅・街」一体の空間を整備予定
- ・民間事業者等の知恵を広く取り入れる方法とし、H29年9月に事業計画の策定に向けた提案や検討、調整等へ協力する民間の「事業協力者」を公募決定し、**提案等を受けながら、事業計画を概ね1年程度検討し立案**

# 安全で快適な自転車利用環境の創出



自転車活用推進法（平成29年5月1日施行）に基づき、本年夏までに自転車活用推進計画を策定します。自転車活用推進計画には、自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備やサイクリング環境向上によるサイクルツーリズムの取組等を位置づけ、自転車の活用を推進します。

平成30年度予算案：道路整備費（16,677億円）の内数

## 自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備

安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した**自転車ネットワーク計画の策定を促進**

○策定主体  
・市町村が道路管理者や都道府県警察等と共同で策定

○ネットワーク計画に記載する内容  
・基本方針、計画目標  
・計画エリア  
・自転車ネットワーク路線と整備形態  
・整備優先度の考え方



【出典：「三田市自転車ネットワーク（平成29年1月）」抜粋（凡例は国土交通省にて加工）】

自転車ネットワーク計画に基づき、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された**自転車通行空間の整備を推進**



<自転車道> <自転車専用通行帯> <矢羽根・ピクトグラム>

## サイクリング環境向上によるサイクルツーリズムの推進

・走行環境整備、サイクリストの受入環境整備、魅力づくり、情報発信について、官民連携して取り組み、サイクリストのニーズに応える、**インバウンドにも対応した質の高いサイクリング環境を創出**

### ■取り組みの進め方

モデルルートの設定

➢ サイクリング環境の向上に向けて、今後各地でモデルとなるようなルートを選定

### 協議会の設置

➢ 国、自治体、DMO、鉄道・バス事業者、観光事業者、地域関係者等で構成し、実施内容について検討・調整

### ■サイクリング環境向上策の例

- ・トイレ/給水
- ・入浴やシャワー施設
- ・メンテナンススペース
- ・おしぼりの提供
- ・観光パンフレットやサイクリングマップの設置
- ・工具/空気入れの貸出
- ・レンタサイクル
- ・ロッカー（一時荷物預り）



<道の駅のサイクリング拠点化>  
・日除けのある屋外の休憩スペース  
・長時間利用可能な駐車スペース

### 取組内容の調整・実施

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信

### 取組内容の評価・改善

- 利用者の声の収集・分析
- 先進地との情報交換



<案内看板> <サイクルトレイン>

サイクルトレイン・サイクルバスを含めたアクセス方法、コース難易度、レスキューサービス、ガイドツアー、交通ルール等、サイクリストの視点に立った情報発信（多言語対応）

### <コラム③> つるおかランド・バンクの取組

(P.36 低未利用不動産の活用イノベーション 都市のスポンジ化対策 関係)

○山形県鶴岡市は、江戸時代からの町割が残り、狭隘道路・行止り道路の多い、古い中心市街地を抱えています。若年世代の郊外居住が進む中、中心市街地では、人口減少・高齢化が進み、まちの更新が図られずに、空き家・空き地の増加等によるさらなる居住環境の悪化が進行することが懸念されています。

○このため、平成25年にNPOつるおかランド・バンク（不動産に関わる専門家から構成される「プロボノ※」の組織）を設立しました。つるおかランド・バンクでは、所有者等から道路用地の寄附や宅地の低廉売却の協力を受け、隣地居住者による小さなニーズ等を契機として、小規模な区画再編を行い、それを連鎖させて、エリアの居住環境を向上させるランド・バンク事業（小規模連鎖型区画再編事業）に取り組んでいます。これまで区画再編で20例弱の成果を挙げています。

※職務上の専門的な知識や経験、技能を、社会貢献のために無償もしくはわずかな報酬で提供するボランティア活動。

#### <ランド・バンク事業による区画再編事例>

